

二 水と農民

(一) 三加茂の水利

ところで、村の生活あるいは農業経営を維持していく上で、「水」と「山」とは欠くことのできない必須の生産条件であった。五月の植付時から稲の花がふくらむ二十日前後にかけて、農業用水を確保できるかどうか、その経営を左右させたことは言うまでもない。その意味では、水は農民にとって命よりも大切な存在であった。用水の水をめぐっての農民どうしの血なまぐさい紛争が、世間の注目を集めていたのも、そう遠い昔のことではない。用水問題は農民の死活に直結した切実な問題をはらんでいた。したがって、水に対する農民の関心は想像以上に強いものがあり、特に用水の配分については、部落ごとにあるいは農家ごとに無言の掟(水利慣行)が厳しくつらぬかれているのが普通であった。そうした暗黙の約束ごとの上に、農業経営も土台をおいており、ひいては村という共同体の場も成りたっていた。

ところが、近世の三加茂はかなり高い生産力をあげていたが、こと農業用水についてはきわめて不安定な状況におかれていた。吉野川の氾濫原上に立地したが故の宿命か、吉野川の豊かな流れを目前にしながら、それを灌漑して農業用水に利用することができず、いきおい剣山系からの小谷懸りや溜池などにその大半を依存しなければならなかった。そうした不安定な水利状況のもとで、三加茂でははやくから水をめぐる争いがいくつかが発生している。一七世紀はじめの寛永期に発生した西庄と中庄の水論もその一つである。この当時、三加茂を灌漑して

いた用水の主力は、加茂山から流れでる加茂谷川の水であった。この水は加茂山の入口、鍛冶屋敷で分水され、加茂と西庄、中庄との二つの水利系統にわかれて利用されていた。ところで、西庄と中庄とは鍛冶屋敷から引水した同じ用水を共同利用しており、したがって近世初頭よりこの用水の配分をめぐって、両村間では度々争いが起っているようである。寛永一六年(一六三九)の水論も、やはり取水の配分比率をめぐって発生したものであった。この場合、水上に位置する西庄村は従来からの慣行として西庄三分の二、中庄三分の一の取水を主張、他方、水下の中庄村は両村五分五分の配分を主張し、真向うから対立している。中庄村の言い分の背景には、水上の西庄村百姓が中庄分の水を無断で盗水するといった事態がからんでいたらしく、問題をさらにこじらせている。かくして、両者間の話し合いでは問題を解決できず、遂に給人稲田氏の裁決をおおぐ結果となっている。

史料 9

西庄中庄井水出入之覚 (田中猪之助氏所蔵)

- 一、西庄中庄井水之儀先年より三分之二西庄へ三分之一を中庄へ分来由申候
- 一、中庄申分は先年より井水半分当二分来由申候
- 一、此度暖之処両方申分中取水四分六分に相定申候六分は西庄へ四分は中庄へ取可申、但井手一つ之内にて水積難成候有之候条以来之義は番水に可相定候
- 一、番水次第日二日夜一夜西庄へ取上申候、左候へは水積四分六分ニ相当候事
- 一、西庄井水分口より上にて横溝附候は、自今以後はふさき取申間敷候
- 一、一日二日夜西庄へと右ニ書付候へ共ニ番三番以後を二夜一日に当可申候間候得其意候在之通申候上は両方申可有間敷候条心得仕相渡可申候

寛永十六年五月七日

修理(印)

以上のように、稲田氏の裁決は双方の言い分を折衷したもので、西庄六分、中庄四分という取水で紛争は落着いている。⁽¹⁾そして、その際の配分は双方時間をかぎって、交代に番水によって四分六分にふりわけるといふくみのものであった。番水とは配水時間割をつくり、その順序に従って全用水を割当てられた時間のうち、それぞれの村に引水するしくみをいうが、ただこの場合の西庄「二日一夜」、二番水以降の「一日二夜」という配水時間の割当てが具体的にどんなものであったかは明らかにできない。またこれと同時に、西庄村が水上の地利を利用して盗水することを厳禁し、もし盗水の事実があればただちに上訴すべきこと、さらには用水当番以外のものは絶対に井手Ⅱ用水にタッチしてはならないことなどが、双方の約束ごととして規定されている。

こうした水論は結局この地方の絶対的水不足から生じたものであるが、この後元禄十一年(一六九八)にもこの地方に早魃が続ぎ、折角の稲が出穂しないという事態に見舞われ、再び深刻な水論がもちあがったと伝えられている。その間の事情は明らかに出来ないが、西庄村庄屋の藤右衛門がその全責任を負って遂には刑死するといいたましい結果をとげたようである。文化一〇年の西庄村棟付帳に次のような記録が散見される。⁽²⁾

史料 10

一、菅家 石井永助 歳三拾壹

此者曾祖父石井六兵衛儀享保六年棟付御帳ニ庄屋と相付左書ニ親六兵衛義同郡西井川村組頭庄屋相動罷在候処諸役跡式嫡子四兵衛ニ相続被為仰付候所、西庄村所庄屋藤左衛門義不屈有之死罪ニ被為仰田宅被召上候以後彼地庄屋役御極被為遊候処數多望人御座候へ共御上より六郎兵衛御撰ニ而藤左衛門跡田畠家財小家下人共被為下置元禄十一寅年より西庄村へ引越庄屋役相動居申候

—下略—

西庄村ではその後こうした水不足と悲惨な水論を打開するために、全村をあげて溜池の築造にとりかかってい

る。宝永年間(一八世紀初め)に完成した西庄池がそれである。以後、西庄池は稲の出穂期に必要な水、つまり「穂水」の貴重な供給源として、西庄村三八町歩の水田をうるおしたという。

このような水利状況の不安定さは、農民だけでなく藩側にとっても深刻な問題であり、当地方の勸農普請には強い関心をはらわざるをえなかった。度々、庄屋に対して管内用水の状況を報告させているが、その一例をあげておこう。(3)

史料 11

一、谷筋川筋共勸農御普請無御座候

西加茂村

一、溜池老ヶ所

同村

但当前溜池之義ハ当月十一日迄水十分ニ相満候処、此頃之天氣ニ而水半分程稲作田地へ相懸申候而只今半分相満居申候

同村

一、用水井出

但此頃ニ寄而ハ追々水相減居申候、尤少々も相痛不申候

右ハ御ケ条ヲ以其時々之模様株書メ卷月二三度宛有無帳面御用之趣被仰付奉畏此頃之模様夫々株書ニ相認帳面ニ記上申処相違無御座候

以上

三好郡西加茂村庄屋 大久保三右衛門

天保八酉年六月廿一日

ちょうど、この年は加茂組諸村の作柄も大体にして良好であり、いわば平年作の年にあたる。したがって、用水も全体としては「晴雨順々ニ相運用水等丈夫ニ御座候」と豊富であった。かえって、六月に入ってから五日く八日にかけて降り続いた降雨出水により、吉野川筋ではかなりの水害をこうむっているほどである。それにもかかわらず、西加茂村ではその後のわずかばかりの晴天続きのため「稲の作柄には影響しなかったものの、「此頃ニ寄而ハ追々水相減」という心細い現状であった。

なお、西加茂村では用水の大半を剣山系の金川谷に頼っていたが、享和期に至ってこうした水不足の対策として、金川溜池が開さくされている。史料中に「溜池耆ヶ所」とあるのがそれである。庄屋大久保家の主導のもとに、数百人の農民が労役を出しあって開さくし、以後は主として同村の金川・北村両部落の田地をうるおしたという。⁽⁴⁾

(二) 水と農民生活

このような水利状況のもとにあつては、水不足時の農民の苦悩は深刻なものであつた。稲をはじめ諸作ともに立枯れ寸前となり、白くひからびあがつた田んぼを前にした時の、彼らの胸中はどうであつたであろうか。

そうした極限下の農民の姿を、天保三年（一八三〇）の記録によって眺めておきたい。⁽⁵⁾この年は前年来の早ばつ・虫害などのため、三加茂だけでなく、阿波国一円にわたつて未曾有の被害をだしている。すなわち、この間の状態を公記録は「御国当秋旱損虫刺風雨出水等二而御地高拾壹万七千四百四石五斗御損亡、淡州当秋同断二付御地高貳万六千四百貳拾三石七斗余御損毛」と淡々と書きのこしている。⁽⁶⁾

さて三加茂では、天保三年になつても前年来の天候不順が続き、特に田植時の五月上旬に降雨がなく、ために「苗養水さへ難渋」するありさまであつた。そのため、農家では例年よりおよそ半月もおくれて、六月上旬の「おしめり」でやつとのこと田植をすませることができた。農民たちは「（植付）……例年より大ニ後候ニ付取^(おくれ)実十分ニハ無御座哉」と心配顔ながらも、どうやらこうやら植付けもすませ「半夏^{はんげ}」を過ぎたのだからと、ほっと一息ついている。この地方では古くから、梅雨明けどきの半夏（夏至から数えて一日目）さえもちこたえたら、稲作は少なく見積つても例年の半作は確保できると言い伝えられている。ところが、一安心したのも束の間、六月中旬より執ような晴天が続き、諸作にも影響がではじめ農民の不安はつのつていく。明けて七月に入つても、

降雨は一向にみられず、とりわけ煙草・粟・藍などの畠作の痛みがひどく、減収は必至の状態となつた。村々でも農民は浮足だち、人気は沈滞してしまい、村によっては神社仏閣にお籠りして雨乞祈禱を行なつたり、あるいは代表者を讃岐の金比羅さんに派遣して降雨を祈念したり、昔ながらの雨乞いの神事に自分たちのすべてを託する実情であつた。しかし、村人のこうした努力も「種々雨乞奉祈候得共、一向御利生無御座」と一向に効果なく、無情なかんかん照りのなかで、絶望感はふかまつていった。

こうした事態に直面して、藩は那代生駒彦吉名で七月二二日に、与頭庄屋川原八郎右衛門宛に一通の通達を書き送っている。しかしこの通達の内容は、(一)雨乞祈禱を励行すること、(二)田畠諸作の状況、ならびに用水、飲料水、村々人気がようすを報告するように命じているだけであつた。農民の当面する不安を、何ら解消させるような内容はもられていなかった。藩としても、事のなりゆきを見まもるよりほか、手段はなかつたようである。

六月中旬以来の旱天は、八月になつても続き、事態はいよいよ深刻なものとなつた。八月三日、組頭庄屋川原八郎右衛門は郡代宛に克明な報告書を提出して、その窮状を訴えている。それによれば、極度の水不足のため稲作は「大痛」となり、場所によっては「葉くさり虫刺等も相見」えて、このままでは飯米はもちろんのこと、年貢米も養いがたい状態に追いこまれている。大谷懸りの水田は、旱天のなかをどうにか今まで持ちこたえてきたが、それでも配水能力は平常時の三分の一に低下してしまい、それさえもあと数日間も旱天が続けば、どうなるかわからない。

他方、小谷懸りの場合は最悪であり、はやくから「無水同断」というありさまで、特に昼間、足代、中庄村などの被害が大きく「如何様成行可申哉、難斗一統大ニ心配仕候」と、農民はただほう然と旱天を見あげるばかりであつた。

稲作以外の藍、煙草その他の作物も同様であり、なかには収穫皆無を予想される作物も出てくる始末であった。

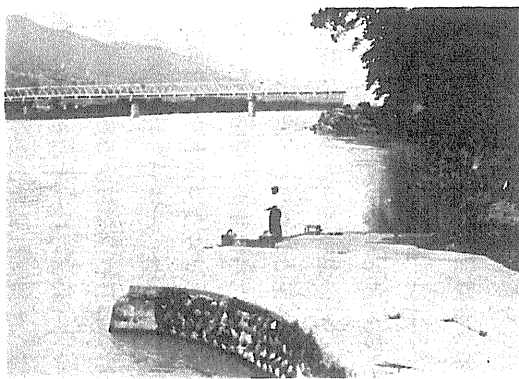
郡代への報告書は、作柄状況について以上のような申告を行なっているが、水不足はこれだけにとどまらず、農民の生活基盤そのものをおびやかす危険性をはらんでいた。

ことに、東山・太刀野山などの山間諸村では、飲料水にもこと欠くありさまであった。在所の谷水、湧水はことごとく涸れあがってしまい、そのためにはるばる吉野川まで飲料水を求めねばならなかった。一〇丁、二〇丁と続く長い野道を水を担いで往復するのであるが、働きざかりの元氣者ですら、一日に二荷を担ぎあげるのが精一パイであったといわれ、その労苦は想像以上のものがあつたにちがいない。

ところで、こうした早ばつに直面して、当時の人々ができることと
いうと、ただ雨乞祈禱という昔ながらの呪術的な祈りのみであった。

この年も、村々では「神主ハ社内ニ籠リ寺院ハ本寺へ相揃、専一雨乞諸御祈禱奉祈、一統之義も村々ニおめて心願ヲ立、何彼ニ不限雨乞仕」り、いわば村をあげてひたすらに雨乞祈願を行なっている。

この地方の雨乞行事は、村人一同が簀、笠すがたで鎮守の森に集まり、鐘太鼓にあわせて二夜三日の間、踊りかつ祈ったといわれる。それでも効果がない時は、一同そろって松明行列で山頂に登り、盛んにかがり火をたいて慈雨を天に祈願したという。このような神事に際して



吉野川の流 (旧江口渡船場附近)

行なわれたのが、雨乞踊りであり、「さまはかやのの時雨の雨よ、音もせずきてぬれかかる／わしは滝の水落ちたいけれど、岩にせかれておちられん」といった「はやし」ことばが、今もこの地方には語りつがれている。

現在、各地に伝承されている雨乞の神事は、なかば観光行事化してしまい、当時にしるべきものが稀薄であるが、その素朴な歌詞のなかに、水に対する農民の怨念といったものを感じることができよう。民俗学者、故柳田国男氏は子どもの頃に体験した雨乞行事を、郷愁をこめて次のように回想されている。「近ごろでもまだ少しは見る事ができたいま一つのたいまつ行列は、雨ごいの時の行事であります。これは通例付近の山のいちばん高いてっぺんに行つて火をたくので、遠くからながめた景色は虫送りよりも、またいっそう美しく子供の目にうつりました。これには二種の方法があつて、その一つは、燃料をかついで山の上へ持つて行つてから、大きな火をたくもので、「せんだたき」とか「せんばがや」とかいつて、多勢の手で大きな火をたくことが、一つのまじないの力にもなると思つていたのであります。いま一つは、山が低いか道が近いかすると、もう村から火をたいて出ていきます。二本か三本ずつめいめいが背中にたいまつをしょつて、消えるところと後にながつてつけて、前のを捨ててまたもの列へかえつてきます。それが村の青田のまん中を通つて行くのが、たいへんきれいでした。」

さて、天保三年の大旱ばつは虫害ともあいまって、三加茂地方に未曾有の凶作をもたらした。九月一四日づけの報告書によると、東加茂分だけで田方一四〇石、畠方一八〇石、都合三二〇石の損毛を出している。同村の享保九年(一七二四)の村高が八〇〇石一五〇石だから、損毛高は村高の四割に達する計算となる。

そして皮肉なことには、早ばつ明けの九月一日から翌一二日にかけて、この地方に大雨が続き、田畠への冠水、川水路の破損、土砂くづれなど、追いうちの打撃にままわれている。農民の生活は、まさに降つても困るし

照っても困るで、水との不断の闘いであったといえよう。

このようにして、この年の秋作の収穫状況は最悪となり、一月に提出された最終報告では、平年作に対して、稲作、稗が四分、高黍、大豆、そばが各三分、粟、黍、こま、小豆、煙草が二分、里芋と琉球芋が一分、藍が六分といずれも平年作を大中に下まわり、陸稲にいたっては「無毛」——つまり収穫皆無という惨状であった。

- 1 「三好郡志」四五三〜四頁
- 2 三加茂町公民館所蔵「文化十一年三好郡西庄村棟付人数御改帳」
- 3 川原家文書
- 4 「三好郡志」四九二頁
- 5 川原家文書「天保三年諸作植所生熟取実之運申上扣」
- 6 「阿淡年表秘録」六五四頁
- 7 柳田国男「火の昔」

第五節 災害と防災

一 災害

(一) 概説

地震、雷、暴風雨と洪水、旱害、蝗害、火災等については人々は「天災」として半ばあきらめ、天保度くらいまでも飢饉となって、餓死する者があった。また悪疫の流行は明治の重大な社会問題であった。これらの災害は有史以来たびたび繰り返し返えされてきた。

現代

阿波国における災害の記録は、中央の記録にたよるほか「阿淡年表秘録」「徳島県史」「徳島県災異史」「徳

島県警察史」「阿波の歴史地理第二」などにかなりとまわっている。それらのなかから身近なものを引用しながら、三好郡志やその他で散見する本町のできごとを列挙することにす。

(二) 地震

地震の古い記録では「白鳳の地震」がある。これは天武天皇十二年（六八四）十月十四日発生したもので、理科年表には「南海道沖地震、民家多く倒る、津浪あり」また土佐沖大地震ともいわれて、阿波国内にも相当の被害があったという。次いで天平六年（七三四）、天平宝字七年（七六三）、延暦二十四年（八〇五）に大地震があった。

中世になると、正平十六年（北朝康安元年）（一三六一）南海道大地震、阿波雪湊在家千七百余悉く海に沈み、鳴門の潮涸る。と参考太平記にある。翌十七年（一三六二）天授六年（一三八〇）明応七年（一四九八）にも大地震があった。

江戸時代には、慶長九年（一六〇四）宝永二年（一七〇五）宝永四年（一七〇七）寛政元年（一七八九）の大地震があり。嘉永七年（一八五四）（安政元年と改元）十一月四、五日に大震、同月十一、十五、二十五日、十二月十二、十四日と強震があり、その間余震が続いた。これについて、蜂須賀家記には「封内の人家倒るるもの三千余、人畜多く死す」とある。これを安政の大地震という。この地震について、三好郡志には次のような記事がある。（屋間村の伊勢吉の孫大西貞平氏の談。）

・安政の大地震 天保の飢饉に次いで、人心を恟々たらしめたのは安政元年の大地震であった。其震始は、嘉永七年十一月四日の朝早々で、最初は少々震り出したが、五日の七ツ時には大震となり、其夜五ツ半（午後九時）頃に前代未聞の大震となった。其翌月十三日には不祥を忌んで安政と改元だったがまだ震り止まらず。皆々は藪或は山と

思い思いに家に居ったものはなかった。（中略）其年の大晦日にはようよう震り止まったが、其間は何時も四、五日振には大震り小震りがあったという。（中略）この大地震ではどの村でも家の中には人は居らず外に出て、藪に小屋掛連日野宿をした云々。

池田の安宅喜市（大正十年七十六歳）翁の話

「この大地震のとき加茂の山根の車屋へ雇はれて車を拵へにきて居た、拵へた車の道具や材木を縦に立てかけておいたら、俄に揺り出して、残らず倒れたのがそもそも、それから毎日揺って仕事が出来ませんので、帰る道々には其処にも此処にも野宿ばかりで、興聖寺の裏の礮へ来て見たら、礮の石が飛び合いまして、火が出て帰れませんので、渡船で一夜明かして帰って見れば、熟れも同じ野宿の小屋掛ばかりでした。云々」。

・南海の大地震 昭和二十一年（一九四六）十二月二十一日早朝発生した南海大地震は本県甚大な被害を生じた。特に太平洋岸は大津波で浅川・鞆奥・夫喰は人家の被害は大きく、多くの死者を出した。しかし三好郡の被害は少なく、住家全壊三戸、同半壊三戸にとどまった。

(三) 飢饉

飢饉は上代よりほとんど毎年のように、人々の生活をおびやかす、その被害は今日の想像の及ぶところでない。飢饉は風水害、干魃、長雨、冷害、虫害などからおきているが、これらのものが重っておきることがあり単純ではない。また時代によっては戦乱による荒廢を生じ、被害の度を深くしたこともある。

飢饉のもっとも古い記録は、天武天皇元年（六九七）のもので「続日本紀」に「阿波、淡路、讃岐等八国飢える云々」の記事がある。その後大宝二年（七〇二）慶雲元年（七〇四）同三年（七〇六）天平五年（七三三）天平宝字六年（七六二）同七年（七六三）同八年（七六四）天平神護元年（七六五）の四ヶ年連続の飢饉、さらに

延暦九年（七九〇）同十七年（七九八）同二十四年（八〇五）弘仁十四年（八三三）天長十年（八三三）承和四年（八三七）仁平三年（一一五三）養和元年（一一八一）などが著名な飢饉である。

中世には、正元元年（一二五九）正平十八年（一三六三）の飢饉には、日本凶荒史考に「阿波国飢える（知覚普明国師行業実録）二月阿州に行く、時に国中大飢、遂に飢死者多し、賑粥を貧人に施す、乞う者連日太守以下官吏、喜んでこれにない、蘇生するもの少なからず」と当時の惨状がいかに深刻であったかがうかがえる。その後応永二十七年（一四二〇）寛正元年（一四六〇）の飢饉も甚大で、天災のうえに戦乱による荒廢が加っている。次いで天正六年（一五七八）天正八年（一五八〇）と飢饉は人々を悩ましていた。

江戸時代に入ると飢饉は元和五年（一六一九）の凶作から、慶応二年（一八六六）の干害まで凡そ二百五十年の間に、四十七回の大飢饉にみまわれている。その中から著名なものをひろってみる。

明和の飢饉 明和元年（一七六四）四月、洪水麦枯れ、六月暴雨、八月霖風共ニ傷_レ不（家記）

明和二年（一七六五）四月枯水麦枯死、六月暴風雨傷_レ不、八月また霖雨洪水、しかも六月より八月にかけて大旱不枯る。国用支えず借金を幕府に請うて允されず（家記）

明和七年（一七七〇）五月から四ヶ月間雨降らず稲が枯れた。同九年には「メイワク」の年という語呂を忌んで安永と改元したが、大洪水のため、藩士に俸禄の半分を三ヶ年支給できない有様となった。

天明の飢饉 天明二年（一七八二）から同七年まで五ヶ年凶作が続いた。連年洪水、吉野川では高知県境から山城谷字川口まで山のような波が立ち、土佐の流材が「アバ」を切って散乱流出し、被害が多かった。沿岸住民から、土州木材流送禁止を望む声高まり、阿波藩では土佐藩へ流送禁止を通告し、ここに阿土両国間に、土州木材流送事件が発生して以後天保十一年（一八四〇）まで約六十年間係争した。「天明三年九月命を下して痛く

奢侈を禁ず。冬命じて、勝浦、那賀、海部、美馬、三好郡の貧民に、めぐみ貸すこと二万三百八十余人、八ヶ年凶作相続き封内飢饉公庫虚乏以て救賑するなし」と蜂須賀家記にある。

天明の飢饉直後に「寛政」と改元されたがそのときの洒落に

「てんめい（天明_{II}天命）は食うや、食わずに八、九年、もうこれからはくわんせい（寛政_{II}食わんせい）ーかい」といったという。

天保の飢饉 天保の飢饉は全国的な大飢饉で、天保四年（一八三三）から同八年（一八三七）まで五ヶ年連続の凶年と一般にいわれているが三好郡地方は天保三年（一八三二）から凶作にみまわれている。県下一般に餓死する者多く、藩は米倉を開いて窮民を賑救した。三好郡でも賑恤が行なわれた。

史料1 (古郷吉右エ門文書)

天保八年春貧民救助銀文書

左之通指出候者相都候帳面遂扱見候、随而急々取都困窮人共へ渡方無油断可遂了簡候。夫々相渡候得は例毎之通、受取印形為仕可指出候 以上。

二月廿八日

三 間 勝 藏

三好郡中 与頭庄屋共方へ

(中略)

但シ此分先達而御手当願出候付申付候方へ可相渡候

合式拾四貫九百七拾七匁五分五厘 以上

現 代

このように郡内村々から集めた救助銀を困窮者へ渡している。

また天保の飢饉については三好郡志に、大正十一年当時の古老談があるので、これもかかげておく。

三野村太刀野、西岡浪次翁(当時百歳)談

天保の飢饉、(前略)世間の噂は喧しかったもので、日に日に話が変わって来る。今日は祖谷山から、木の葉、草の根までも食いつくして、よろよろと西庄の溜池の土手に来て倒れて、死んだものが何名もあるかと思へば其翌日は、餓えた百姓が郡里の喜来の庄屋曾我部の芋を盗んで「私は御内の芋を取りましたからどうぞ牢に入れて下さいませ」と願ひ出た。讃岐の者が太刀野に来て、大根を盗んでばりばり食うた。いや其連中は盗んだ大根を其のまま庄屋へ持っていて「今日は之を食へましたから生きられますが、明日は死なねばなりません、若し盗まずに生きられますならこの大根は元のところへ戻します」と申出た杯と、取留めもない話ばかりでありました、云々。

三繩村大和、新田和太利翁(当時八十歳)談

天保の飢饉には櫛の実、櫛の実を拾って食ひ、又曼珠沙華の根、百合の根、葛の根等から、かね(澱粉)を取って少しづつ啜って飢を凌いだ外、迫々其他の草木の根皮に及ぼしたという。又当時米や麦を買いにいても二升のものなら一升、一升のものなら五合で辛抱せよと請求通は売って呉れなんだ云々、とは新田翁が父母から聞いたという。

井内谷、近藤谷藏翁(当時八十六歳)

井内谷では、常なれば、四拾目の米が三百目となった、それも庄屋の干渉で三日限りに買得る切符を与えた。若し三日を過ぎたら使うことならん、且一村限りで融通をせない。当時は木葉殊に稷の葉は上等の食物で、ごび(鳥仏)葛の根、琉球芋の蔓などは、はたき粉にして食うた、それらがなくなったら杉の皮の粉までも食うた惨状に飢死するものが多かった。井内谷でも拾人位は死んだであろう云々。

四 風水害

風水害の記録では、延暦二十一年(八〇二)の風水害について、類聚国史に「紀伊、淡路、阿波、讃岐等十国、田を損し百姓負税を免ず」とある。貞観八年(八六六)四月の風水害には「三代実録に、尾張、阿波兩國風浪百姓飢饉尾張正税六万束、阿波国八万束を借し、民を救う云々」とある。その後平安末期の久安六年(一一五〇)

翌仁平元年(一一五一)阿波国に被害をうけたことが本朝世紀に見えている。

中世になると、まづ寛喜二年(一一三〇)の風雨がある、この年の夏秋寒冷、諸国六月雪降り、七月霜あり、八月風水稼穀大いに損し、草木枯れること冬の如し、加うるに冬温暖にして笱生じ、麦黄熟す。また蟬、ひぐらし、等歳末に至るも声を収めず、時候の戻和甚しきこと古今未曾有、諸国大いに飢荒す。越えて翌三年春より疫病並び行なわれ、飢疲して死亡する者極めて多く、京中餓死者道路にみち、饑民或は禁中の饌を奪うあり、その惨状、治承、養和以来と称せらる。(日本凶荒史考) 天正七年(一五七九)同十年翌十一、十二年と続いて大洪水の被害があったことは「阿波志」に見えている。

さらに主な風水害を年代をおってみると、天保十四年(一八四三)まで約百年の間に二十数回の大被害をうけている。がこれらの記述は省略する。

天保十四年の大洪水(七夕水) 天保十四年(一八四三)七月五、六日の昼夜大降雨、七日大洪水、吉野川は大洪水にて流家多く、五十年來の大水といわれ、人呼んでこれを「七夕水」という。

嘉永二年の暴風雨(阿房水) 嘉永二年(一八四九)七月大風雨、八日より降り続き十一日に至りて止む、阿波全土の大風雨で、被害甚大、多く人家が流れ、前代未聞という。これを(酉年の水)また阿房水とも呼んだ。蜂須賀家記によると「藩士の禄十分の三を免じ、吉凶の礼を簡素にして諸経費の節約に努めた」とある。

足代村教法寺の法帳に、この阿房水について次のように記してある。

代 現
当年(嘉永二年)七月十日十一日の兩日の風雨大水に候。百姓一統迷惑成居申事に御座候。一統之者共阿房水と称し申程に而川水極々大水、前代未聞之事故大略如件。七月十日朝より少々風雨に而有之候処四ツ時分より殊外大降雨風立申候処、晩に至り大風に相成、十一日、四十年以來之大水に而、下郡杯損シ甚敷、上郡川筋餘程之痛、山分は大風に而人死夥敷事、七月十

四日迄々御郡代処死人二百五十人、役人共願出候趣に而御座候。尤山田どて義段々損い申候。七月二十七日迄御役処御案内人九百八十余人に而御座候。

安政四年の大暴風雨（八朔水） 安政四年（一八五七）七月二十九日から大暴風雨あり、未曾有の風雨といわれ、南北の郡々潰家多く、怪我人多数ある旨、江戸將軍の耳に達した。去る寅年より引続き災厄で人々に儉約を命ずるとともに難洪の者へ鳥目二百貫を下げ渡した。足代村教法寺の記録によれば「三好地方の里人も頗る肝をひやした」とある。また辻風土記にはこの大暴風雨について次のような記事がある。

安政の洪水、安政四年七月二十九日四ツ時から吹き出して八月朔日朝五ツ時まで意外の大風雨が打ち続いたので、前代未聞と驚き、五十年以来の大洪水じゃと云ふ処から（八朔水）と称している。中村浜側から野津後島一帯、辻町家の浸水あり。

慶応二年の洪水（寅の大水） 慶応二年（一八六六）八月一日より七日まで霖雨昼夜降り続き、七日夕には大水となり、阿波国内ことごとくの河川が未曾有の大氾濫となり、ほとんど各郡を浸し、人畜の死傷甚しかった。このため良田変じて砂磧となり、秋の穫入れを失った。これを「寅の大水」と呼び、今にいたるまで語り伝えられている。

明治以降の風水害 江戸時代と同様、ほとんど毎年の如く襲来する台風のために多くの被害をもたらしている。以下その主なる風水害を年代を追って、ひろってみる。

明治三年（一八七〇）九月七日、風雨出水

吉野川大洪水 明治十六年（一八八三）九月十日〜十二日風雨、出水あり。この年旱魃、村民雨乞のため神社に祈禱す。

明治十七年（一八八四）（旧七月五日）暴風雨、阿波国流家七十九戸、倒家二十戸

明治十八年（一八八五）六月、降雨打続き、吉野川洪水、この年赤痢大流行す。

明治二十二年（一八八九）八月十八日暴風雨あり、赤痢再び大流行す。

明治二十五年（一八九二）県下大降雨、諸川洪水、赤痢流行す。

明治二十六年（一八九三）十月十四日（旧九月五日）暴風雨、加茂村避病舎をはじめ民家倒家四戸。（大西外平日誌「以下大西日誌という」にあり）

明治二十七年（一八九四）九月十一日暴風雨、加茂村倒家四戸。（大西日誌）

明治三十年（一八九七）九月二十九日、大洪水、大被害、加茂村流失家屋二戸。（大西日誌）

明治三十二年（一八九九）七月九日（旧六月三日）暴風雨、大洪水、加茂村流失家屋六戸、浸水家屋百戸、近年稀なる大洪水、下郡の水害甚大流家五百戸、溺死者百五十人、七月二十八日、本県知事李家祐二、水害視察。

同年八月二十八日暴風雨、加茂村倒家十五戸、怪我人二人、死者一人、九月五日、片岡侍従通行、水害視察のため。（大西日誌）

明治四十四年（一九一一）八月十五日吉野川大洪水、（吉野川洪水を「土佐水」と称し恐る）

加茂村北村より古川へ落す、枇杷橋大被害（大西日誌）

大正時代

大正元年（一九一二）五月〜六月、大旱魃、加茂村田植未済貳拾町歩（大西日誌）八月二十四日、暴風雨、大損害、中庄山路、山崩れのため、家屋全半壊十五戸（二十七棟）死者一人（曾我部房一談）

同年九月二十二日（旧八月十二日）大洪水、前代未聞の風雨、加茂谷筋その他大被害あり（大西日誌）

大正四年（一九一五）八月二十八日午後十一時豪雨のため、中庄山路に山崩れあり、家屋の被害十二戸（全壊

八棟、半壊十二棟、埋没一棟)に及ぶ。(曾我部房一談)

大正七年(一九一八)七月二十四日豪雨あり、家屋の被害四戸(全壊四棟、半壊一棟)あり。(曾我部房一談)

大正十一年(一九二二)八月二日、三野町清水で旋風がおこり、家屋全潰十三、半潰八、死者二傷者十の被害があった。

昭和時代 昭和の時代になっても、風水害はやはり避けることはできず、毎年のように発生し、その主なものだけでも五十数回に達し惨禍のつめあとを残している。それらの風水害のうち被害の大きかったものをひろってみる。

昭和九年の室戸台風、昭和九年(一九三四)九月二十日から二十一日にかけての室戸を中心としての大風水害は、高知、徳島両県をはじめ関西近県に被害を及ぼしたので「室戸台風」と呼んでいる。「徳島県災異誌」の記事のなから当時の三好郡の被害状況を見ると次のとおりである。

室戸台風被害(三好郡) 死者一、傷者三、行衛不明一、全壊家屋三四、半壊家屋四〇、流失家屋四、床上浸水三〇、床下浸水一〇六。

昭和二十四年の集中豪雨 昭和二十四年(一九四九)七月三十日、三好郡東部を中心に集中豪雨があった。これを「阿北地方の豪雨」と呼んでいる。この豪雨禍は本町に大きな被害をもたらした。七月三十日午後十一時から翌三十一日午前四時過ぎまで約五時間にわり、稀有の大雷雨が襲来し、息つく間もなく降りしきる豪雨は、僅々五時間の降雨量六百ミリ(年間平均雨量二千ミリの約三分一にあたる)以上と推算される驚くべき大雨となり、このため北流する河川、谷々はいうに及ばず、山道を伝い、林間を縫うて下る奔流は、山津浪を誘発して、根こそぎの流木を伴ふ土砂、岩石と共に猛烈な勢で流下し、山麓の人家は瞬時にして流砂に埋もれ、或は流水に流さ

れ、人命を奪い家畜を斃し、田畑、水路、道路、橋梁の決潰、流失算なく、山麓を走る、徳島本線の鉄道も或は押流されて、軌条が吉野川に流れ込み、或は盛土を流失して軌条が宙に浮き、又処によっては土砂の底深く鉄路が埋没するなど、この豪雨による被害状況は近年稀にみる惨澹たるものであった。流失、埋没を免れた美田も、冠水、用水路の決潰、埋没によって、稔の秋を眼前にし枯死の一步手前に追いつめられたことも、農民の胸を緊めつけた痛々しい被害の一断面であった。徳島本線の復旧工事には一千人の工夫を昼夜連続使役して、二十日以上を要したのをみても、その災害の大きさを知るべきである。

罹災家屋が、農地が、水路道路が、旧態を取り戻すまでには相当の資材と労力と、そして年月とを要したことは言うまでもない。敗戦につぐこの災禍に、村民の前途には険しい道が長く続いたのであるが、失望せず、勇気と努力によって、現在のように復旧は成し遂げられた。当時三庄村長であった松浦修並氏から、集中豪雨による災害についての手記をよせられたので次にかかげる。

集中豪雨による三庄村の災害について

昭和二十四年七月三十日は快晴のむし暑い日であったが午後七時頃より急に曇天となり八時頃より降り出した雨は次第に其量を増し九時頃には最大の豪雨となり間断なき稲妻と雷鳴を伴うドシャ降りは山崩れの響きと土石砂と岩石と倒木を押し流す谷川の増水は兩岸を崩壊して凄愴なる轟音は翌午前四時頃迄続き夜明けに山を眺めたところ山一面が滝となって流水して居った其降雨量は一〇〇〇ミリメートル以上と推定せられた。

此豪雨禍による三庄村の被害は死者八名(西山路一名黒長谷三名木藤四名) 其他牛の斃三頭、人家の流失倒壊二十戸、一部埋没家屋約百戸、田畑の流失埋没約二十ヘクタール、山林の崩壊三百ヶ所以上、村道の欠壊五十ヶ所、橋梁の流失は山口谷、猪の谷其他小谷全部(谷門橋のみ半壊)護岸の欠壊約二キロメートルに及び県道(現国道一九二号線)の山口谷橋境谷橋猪の谷橋流失し

鍛冶屋敷の宅地を埋没した。

国鉄徳島線は阿波半田加茂駅間の毛田と山畠間約四キロメートルに於て道床及び線路の流失と埋没をなし交通杜絶となりし為復旧工事に昼夜二交代にて二十日間を要した。国鉄は此工事の為にブルドーザーと称する器械二台を広島方面より回送し来りて使用し其俸力を發揮して始めて見る庶民は其高性能に驚嘆した。

以上の如き豪雨の復旧の為に村民は全力を傾注するとともに同情心深き三好郡内全町村民各位は消防団を主体として老婦女子も復旧の応援の為に当時は食糧難にして且交通不便にもかかわらず全額自費を以て早朝より来援せられ終日活躍せられた其恩義は忘却する事が出来ないものと感激するとともに後世に伝えなければなりません。

此大活躍のお蔭にて翌八月の終りには埋没家屋内の土砂岩石の搬出と壁や床板の仕替へと道路は通行に堪える迄の応急処置をなし得たのでありますが此作業の為に村会議議員消防員区長各位が献身的努力を尽されましたが特に中心的の取扱者として殊に他町村よりの応援者の方々に對する割り振りについて中庄高橋栄一氏に總体的勘案を依頼した為に完全なる操作を遂げられた故に要領よく早く片付いた事と感謝致して居ります。

右の如く郡内全町村より自費にて御来援せられた方々は総数千九百五十名でありました。此集中豪雨禍の復旧工事に對し政府にお願ひして補助金を得ようとしたのに對し県の係り官は此取り扱いをしようとしたけれ共国の係り官は集中豪雨禍に對する認識が全く缺乏のために其当時に發生した台風の被害として処理せられたのであります。

因に此集中豪雨の区域は三庄村に於ては泉野部落より滝倉へ見透した延長線の北東側と半田町の西方の一部と三野町足代村が災害の区域でありました。本町に於ては災害後約三ヶ年を復旧に要し物的損害額五億円と評価せられたのであります。

松浦 修立記

昭和二十四年集中豪雨被害状況 (旧加茂村)

区分	数量	附記	区分	数量	附記
死者	〇		田畑流失埋没	三町三反	一ヶ所
傷者	三人		同 冠水	一〇七町歩	二〇ヶ所
住家全壊	二戸	落雷による焼失一	県道欠潰	延長二〇〇米	

同 半壊	七戸		村道欠潰	四〇〇米	
浸水家屋床上	二七戸		橋梁流失	五ヶ所	
同 床下	五〇〇戸				

昭和二十四年集中豪雨被害状況 (旧三庄村)

区分	数量	附記
死者	一〇人	西山路一、黒長谷五、木藤四
住家全壊	一五戸	毛田四、黒長谷五、西山路四、木藤一、其他一
同 半壊	一五戸	毛田三、黒長谷一、泉野三西山地其他八
非住家全、半壊	四三戸	木藤、毛田、黒長谷、江口、西山路、泉野
傷者	九人	西山路二、黒長谷六、木藤一
牛死亡	三頭	西山路二、木藤一
田畑、流失、埋没	四五町二反	
同 土砂流入	九三町八反	
水路、埋、壊	延長一八、〇〇〇米	
農道	〃 二五、〇〇〇米	
村道	〃 一六、〇〇〇米	
県道欠壊	二ヶ所	毛田
県橋流失	二ヶ所	山口谷橋、猪ノ谷橋
村橋流失	一〇〇ヶ所	
井堰流失	六ヶ所	山口四、毛田二
山林崩壊	五〇〇ヶ所	一七七町歩
鉄道埋没、流失	七ヶ所	埋没土砂二〇、〇〇〇立方米

現代

昭和二十六年（一九五二）十月十四、十五日の、ルース台風は、県下に相当の被害があった。

三好地方事務所が調査した、郡内の被害状況を見ると、死者三人、傷者十三人、住家全壊一〇八、同半壊二八〇、非住家の全、半壊一、一九四、罹災者一、八七四人に達した。加茂村には被害はなかったが、三庄村は、住家の全壊五、同半壊四一、非住家の全、半壊一三五に達し、罹災者は二一人あったが、幸い死傷者はなかった。

(五) 落雷

地震、雷、火事、おやじ、と昔からいわれて、雷も恐いものとされ、たびたびその被害をうけている。大西如平日誌によれば、明治二十五年から昭和七年までの間に、加茂村における落雷の被害は次のようである。

明治二十七年（一八九四）六月二十五日、大雨、近年稀なる降雨、雷鳴あり、各所に落雷。六月二十六日、大雨落雷各所にあり、居宅一棟焼す。

明治三十八年（一九〇五）八月十三日、落雷あり、納屋一棟焼失す。

大正十一年（一九二二）九月九日降雨、各所に落雷あり、東川原、小山信行家屋へ落雷避難中の者二名即死す。

大正十二年（一九二三）八月二十九日（旧七月十八日）各所に落雷、居宅一棟焼失す。

大正十五（一九二六）八月十五日、落雷あり、加茂中内に怪我人四人あり。

(六) 火災

「一筆啓上、火の用心、おせん泣かすな、馬肥せ」とは昔の人々の心からにじみ出た言葉であって、それほど火災の恐しさがつきまといていることがうかがえる。

火災の記録で古いのは文治四年（一一八八）の日和佐の薬王寺の火災がある。赤河内村郷土誌によれば「本尊薬師如来は自ら飛び出し給い、桜の木に安座された云々」とある。

江戸時代になっては火災の記録も徳島市をはじめ各郡にかなりある。その中から上郡地方に発生したものをひろってみると、

- ① 宝暦二年（一七四二）の脇町の火災、十一月四日、美馬郡脇町火災、百九十戸と寺一焼失（年表秘録）
- ② 明和二年（一七六五）の脇町の火災、二月十七日脇町北町中町の火事、およそ百五十軒焼失（脇町誌）
- ③ 文化十年（一八一三）池田町の火事、九月十二日三好郡池田町の大西町より出火、家数百二軒焼失（年表秘録）

- ④ 文政十二年（一八二九）脇町北町中町の大火事、十二月三十日脇町北町中町火事、百二十九軒罹災（納屋土蔵は別）（脇町誌）

⑤ 天保六年（一八三五）脇町本町火災、二十九焼失（脇町誌）

- ⑥ 弘化四年（一八四七）辻町の火事、一月十一日三好郡辻町火事、猛なる西風に煽られ、延焼九十戸（三好郡誌）

⑦ 嘉永二年（一八四九）長善寺の大火、九月二十五日、三好郡中庄村長善寺の火災について、三好郡誌に次のようにある。

三庄、長善寺大火、足代村教法寺の過去帳に、嘉永二年九月二十五日夜四ツ時分、中庄村長善寺焼失致候、此儀不思議の火にて御座候、其故は長善寺境内より三日も前より、ひのみ寺中一統の鼻に入り申間、境内をさがし見候えども一向に相分り不申候内、東上ののき口より火出候様子にて御座候、長善寺は不残焼失、御本尊様を漸守り出候事、其砌西庄村庄屋、石井万之丞元方にて、上村源之丞人形芝居、廿日余りも致候相済申夜にて、右長善寺焼失に付元方は利潤、内条屋大損にて御座候、廿五日施行茂り様とあって（以下略）この火事は夜四ツ時（午後十時頃）の火事である。

- ⑧ 元治元年（一八六四）の稲持、貞広、金川の大火 加茂、稲持の戸井庄五郎方から出火し、折柄の西強風

にあふられて、火はたちまち飛火貞広、金川（藤島）まで延焼し、大火であった。二十数戸が灰燼に帰したといわれているが詳ではない。これは伊原広吉氏が七歳のときであったと（伊原正市談）

明治、大正のころの火災は江戸時代にくらべると、消防組が強化された関係もあったのか、やや被害が少なくなっている。それでも県下で大火といえるものが二十をこえている。

昭和時代の火災 昭和になって、上郡でおこった火災の著名なものをひろってみると次のとおり。

昭和九年七月八日の池田町の大火、五十一戸焼失。

昭和二十年一月二十九日の貞光町真光寺の火災、大阪から疎開してきた児童十五名焼死。

昭和二十九年二年二日の東祖谷山村落合の火災、十五戸焼失。

同年三月二十二日の池田町の火災、二十世帯焼失。

本町の火災記録については、まとまったものがないが、大西外平の日記などから、特異ものを、年代順にかかげると次のとおり。

① 明治十年の枇杷橋筋の大火 明治十年（一八七七）十一月加茂、枇杷橋から西へ西側の家屋、新宮神社まで、二十余軒延焼、容易に鎮火しないので、部落の人が琴平神宮へハダカ参詣をしたという。南側の竹藪の蔭にあった家は一軒焼け残り、加藤神主の家は難をまぬがれたと聞いている。（西庄高木、辺見夕子談）また、新宮神社由緒沿革記には「明治十年十一月の大火により、社殿、古木にいたるまで悉皆焼失、同十二年再興す」とある。

② 明治三十四年、加茂西中村の火災 明治三十四年（一九〇一）十一月二十二日（旧十月十二日）西中村小森順太居宅から出火、類焼九戸。（大西外平日記「以下大西日誌」という）

③ 明治三十七年、三庄小学校の火災 明治三十七年（一九〇四）九月二十五日午後四時、三庄村小学校焼失。

（大西日誌）（三庄村小学校は八幡神社の東、金丸公園にあった。）

④ 明治三十七年、中庄山路の火事 明治三十七年（一九〇四）十二月、山路、木藤利助方から出火、焼失家屋六棟、原因は子供の火遊びから。

⑤ 明治三十九年、原の火事 明治三十九年（一九〇六）五月二十七日（閏四月五日）井掛源吉居宅から発火、六戸焼失す。（大西日誌）

⑥ 明治四十二年（一九〇九）四月二十五日（旧三月六日）加茂山林百余筆を焼く、中野孫三郎焼死す。（大西日誌）

⑦ 明治四十三年、中庄井出測の火災 明治四十三年（一九一〇）十二月井出測、高橋伝蔵方の納屋から出火、南西風に煽られて翌朝まで燃えつづき、類焼五戸（十六棟）焼失。

⑧ 大正十年の谷口製糸工場の火災大正十年（一九二一）二月十七日（旧正月十日）加茂山根谷口製糸工場二棟焼失す。（大西日誌）

⑨ 昭和三年の加茂小学校の火事 昭和三年（一九二八）二月七日（旧正月十六日）加茂小学校北校舎（八教室）焼失す。（大西日誌）

⑩ 昭和十三年の山口の火災 昭和十三年（一九三八）六月三日午前十一時山口、曾我部常次郎方から出火、類焼五戸（十棟全焼 一棟半焼）

⑪ 昭和二十五年、武大神社の火災 昭和二十五年（一九五〇）旧正月八日、加茂古川、武大神社出火、本殿、幣拝殿を焼失、同年五月二十日氏子の献金により復興す。

(七) 其の他の災害

現代

其の他の災害については、旱魃、渡船の顛覆などがある。その主なものは次のとおりである。

明治二十六年（一八九三）の旱魃、七月二十二日（旧六月十日）雨乞千人踊、鴨神社参詣、七月二十八日、地神社に於て人形芝居天神記を興行す。（大西日誌）

明治四十二年（一九〇九）四月七日（旧閏二月十七日）辻町渡船転覆、溺死者十九人。（大西日誌）

大正二年（一九一三）の旱魃、六月二十四日小雨後、七月二十八日迄降雨なし。（大西日誌）

大正三年（一九一四）の旱魃五月以来今に至るも降雨なし（七月二十日）（大西日誌）

大正七年（一九一八）十一月、流行性感冒（スペイン風）大流行し、小学校は休校した。大西日誌には次のようにある。「大正七年十一月、感冒病猛列、各国大流行、病死多大。」

大正十五年（一九二六）の大旱魃、八月五日、九十四度に至る、四十日間激暑。（大西日誌）

昭和五年（一九三〇）の旱魃、七月中旬に至るも降雨なし、田植ならず。（大西日誌）

昭和七年（一九三二）六月五日（旧五月三日）辻町布屋渡船顛覆、八人溺死、内加茂山出身者六名、六月二十四日遺体収容終る。